

# 重 要

令和4年11月28日

各 位

豊 頃 町 商 工 会  
会 長 松 原 敏 行

## 「原油価格・物価高騰等対策事業継続支援金」のお知らせについて

晩秋の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、豊頃町では、原油価格や原材料等の価格高騰により影響を受けている事業者が、今後も継続して事業を行うことができるよう、支援金を支給することとなりました。

これにより、豊頃町商工会が町内事業者の申請窓口となり、皆様の申請書をお預かりし、豊頃町へ申請することとなりましたのでお知らせいたします。

なお、支援金の支給条件及び申請方法等については下記のとおりです

### 記

1. 受付期間 令和4年11月28日（月）～**令和4年12月9日（金）** 期日厳守  
※期日内に提出がない場合は、支援金は支給されません！
  2. 支給要件
    - (1) 令和4年11月1日現在で町内に本社（本店）を有する事業所。
    - (2) 原油価格・物価高騰等対策事業継続支援金申請書（様式1）を提出すること
    - (3) 宣誓・同意書（様式2）を提出すること。
    - (4) 原油価格・物価高騰等の影響を受けており、以下㊦又は㊧のいずれかに該当する事業者。  
(※豊頃町が証拠書類の提出を求めた場合は、速やかに提出すること)

㊦令和3年（2021年）11月以降のいずれかの月に事業のために購入した原材料・資材等の諸経費の単価が、令和2年（2020年）11月から令和3年（2021年）10月までのいずれかの月に購入した単価よりも増加している。

㊧開業後から2年未満で上記㊦により比較が難しい場合は、令和4年11月1日までに、事業のために購入した原材料・資材等の諸経費の単価が増加している。

※上記㊦㊧記載の諸経費には、人件費、租税公課、接待交際費、福利厚生費、利子割引料、地代家賃、貸倒金などを除くものとする
  - (5) 町税等の滞納がないこと。
  - (6) その他、豊頃町長が認めた事業所。
3. 申請方法 上記2. 支給要件に記載の、様式1、様式2を “豊頃町商工会”へ提出  
※ FAX・メール提出は不可です

裏面にも説明があります

4. 支援金額      **小規模事業者**    ~ 50,000円  
                         **中小企業者**      ~100,000円

※小規模事業者とは、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律で定められた定義です。これに該当しない事業者は中小企業者とします。

- ・ 商業又はサービス業を主たる事業とし、従業員5人以下
- ・ 製造業その他（建設業等含む）を主たる事業とし、従業員20人以下

5. その他      不明な点がございましたら、豊頃町商工会（TEL：574-2206）までご連絡願います